

論点整理（案）等に対するコメントと対応

背景が灰色の箇所は、構成員・オブザーバーに事前に照会した報告書案に対するコメントと対応

項目	内容	コメント	対応
(1) 新たに優先的取扱いについて検討すべき事項 ～ I P 電話による優先的取扱い～	資料6-7 4 ページ 重要通信を行う「機関」での利用を想定しないサービス(例:個人向けサービス)は、総務大臣が特に認める場合として、災害時優先通信を取り扱わないものを認めるか検討する必要があるのではないか。	・法人向けであっても、緊急通報と同様にアナログ電話等の代替する手段により災害時優先電話を提供することが可能なことから、対象が個人向けサービスに限定される誤解もあるため、「(例:個人向けサービス)」は不要と考えます。 (佐藤構成員)	「(例:個人向けサービス等)は、総務大臣が特に認める場合として、災害時優先通信を取り扱わないものを認めるか検討することが必要である。」と記載。
(1) 新たに優先的取扱いについて検討すべき事項 イ 音声以外のサービス(データ伝送等)	資料6-7 7 ページ このため、上記のような通信の優先的取扱いの実現としては、インターネット網を対象とするのではなく、対象をNGNや統合 I P 網などの品質やセキュリティを管理できるよう設計されたネットワークに限って検討することが適当ではないか。すなわち、音声伝送について優先的取扱いを検討するネットワークについて、データ通信の優先的取扱いを検討することが考えられるのではないか。この際、データ伝送の優先的取扱いには網の改修や標準化などが必要となることに配慮が必要ではないか。	「インターネットではなくNGN等の品質管理可能なネットワークを対象とすることが適当ではないか」、との趣旨の論点について、物理的なネットワークではなくサービスを対象とした記述が必要と考える。当該内容を次のとおり改めることを提案する。 「このため、上記のような通信の優先的取扱いの実現としては、インターネット網を利用する通信サービスを対象とするのではなく、対象をNGNや統合 I P 網などの品質やセキュリティを管理できるよう設計されたネットワークに関して提供できる通信サービスに限って検討することが適当ではないか。(一文削除)。この際、音声以外のサービスの優先的取扱いには網の改修や標準化などが必要となることに配慮が必要ではないか。」 (冲中構成員)	「データ伝送役務を優先的に取り扱うには、エンド・エンドで優先的に取り扱う必要があり、インターネット網よりも、品質やセキュリティを管理できるように設計されている次世代ネットワーク(NGN)や統合 I P 網などのネットワークの方が実現しやすい。したがって、 <u>データ伝送役務の優先的取扱い</u> については、 <u>NGNや統合 I P 網などの管理されたネットワークにおいて提供できる通信サービス</u> での実現の検討が適当である。・・・この際、 <u>音声伝送役務以外(データ伝送役務等)</u> の優先的取扱いには電気通信事業者の網の改修と、優先的取扱いとするための標準化などに配慮が必要であり、データ伝送役務の優先的取扱いについて、必要に応じてITU-T等に対して標準化提案を行うことが適当である。」と記載。
	事前照会報告書案 11 ページ【24 行目】 通信サービスで提供できるように検討することが適当である。	次のように修正 「通信サービスで提供できるように検討することが適当である。」 「通信サービスに限って検討することが適当である。」 (冲中構成員)	特に意味が異なるものではなく、修正しない。

<p>(1) 新たに優先的 取扱いについて検 討すべき事項</p> <p>ウ 緊急通報受理 機関への通報方法 の多様化</p>	<p>事前照会報告書案 12 ページ 実現する手法として、例えば、端末の接 続先が、救援等が必要な当事者に代わっ て第三者が緊急通報を代行する機関のみ であり、かつ、緊急通報に該当する通信 の内容のみを扱う場合は、優先端末にす る手法が考えられる。また、通信の内容 が様々である、又は接続先が不特定多数 になる端末の場合、代行者への接続番号 (0AB～J番号や網内番号等)を特定 することにより、優先的接続を行う手法 が考えられる。</p>	<p>実現には、ネットワークへの影響を踏まえた方式の検討、対象となる第 三者の範囲およびその認定方法について、更に検討が必要です。 また、例えばとして1番目に記載されている優先端末として登録する方 法は、大量となりえる登録数の問題とその運用管理に課題があることを 踏まえておく必要があります。 (佐藤構成員)</p>	<p>「なお、優先取扱いの対象呼が過剰にならないよう に対象を限定することが必要である。」と記載され ている。</p>
<p>(3) 電気通信事業 者網と自営通信網 との役割分担</p> <p>イ 災害対策機関 相互間</p>	<p>事前照会報告書案 15 ページ【9 行目】 災害対策機関相互の通信については、防 災相互通信波 2 によって行うことができ るが、防災相互通信波が限られており、 また、すべての無線機に装備されている とは限らない。そのため必要に応じて、 固定電話や携帯電話等の電気通信事業 者網で補完的に連絡を取り合うことが必要 である。 2 防災相互通信波とは、主に災害現場に おいて、国、地方公共団体、公共機関等 が被害情報を共有し、防災活動を円滑に 行うために使用される周波数である。</p>	<p>報告書(案)11 ページの「イ 災害対策機関相互間」の防災相互通信波に 特化した記述に大きな違和感を感じます。そもそも防災通信相互波は、 コンビナート火災等、複数機関が対処する現場通信用として導入された ものであり、当省を含む多くの機関においては聴守体制を取っていない ため、電話の代わりとして使える状況にありません。記述されているよ うに電気通信事業者網を「補完」と位置付けるなら、「基本」は防災無 線、特に都道府県防災行政無線と考えます。 また、貴課が事務局となって平成 15 年 7 月 1 日に発表された「電気通 信事業における重要通信確保の在り方に関する研究会報告書」29 ページ においても、「一方、防災関係機関は、災害等の緊急時に備えて防災用 無線システムなど専用のネットワークを整備しており」と適切な記述が なされていたことに照らしても、今回の報告書(案)は誤解を招くもので す。当該部分の代案を提示しますので、よろしくご検討ください。 《代案》 イ 災害対策機関相互間 災害対策機関相互の通信については、都道府県防災行政無線の中</p>	<p>災害対策機関相互の通信については、都道府県防災 行政無線⁴、防災相互通信システム⁵及び地域防災 無線⁶等によって行うことができるが、すべての災 害対策機関に整備されているとは限らない。そのた め、補完的に固定電話や携帯電話等の電気通信事業 者網で連絡を取り合うことが必要である。 4 都道府県防災行政無線とは、地域防災計画に基づ く災害情報の収集・伝達を行うための無線通信網 で、都道府県庁とその出先機関、市区町村のほか、 関係の災害対策機関との間でネットワークが構成 されている。 5 防災相互通信システムとは、主に災害現場におい て、国、地方公共団体、公共機関等が被害情報を共 有し、防災活動を円滑に行うために使用されるシス テムで共通の周波数が割り当てられている。 6 地域防災無線とは、交通及び通信手段の途絶した 孤立地域からの情報や病院、学校、電気、ガス等の</p>

		<p>心とする防災無線ネットワークによって行うことができるが、すべての災害対策機関に整備されているとは限らない。そのため、補完的に固定電話や携帯電話等の電気通信事業者網で連絡を取り合うことが必要である。</p> <p>(原案第2文「必要に応じて～必要である」は日本語として難があるため修正したものであり他意はない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脚注4を削除。 ・必要に応じ、「電気通信事業における重要通信確保の在り方に関する研究会報告書」(平15.7.1)8ページの図2-1と同様の図を挿入。 	<p>生活関連機関と市区町村の役場等との通信を確保することを目的とした市区町村が整備する移動系ネットワークである。</p>
(2)優先度のクラス分け (3)通信時間の制限	<p>事前照会報告書案 第2章(2)「優先度のクラス分け」2頁目(19頁)下から2段落目 「また、例えば、米国では機関を5段階に分けているのみならず、機関内についても最大5段階に分けている。きめ細かく分けることにより、優先度を効果的に活用するとともに、リソースを有効活用することを考えれば、案1～3と案4とを組み合わせる案5が最適と考えられる。」</p>	<p>「案1～3と案4とを組み合わせた案5は、優先度をきめ細かく分けることでリソースの有効活用を考慮している。一例として、米国では、機関を5段階に分けているのみならず、機関内についても最大5段階に分けている。」 に改められたい。」</p> <p>(理由) 当該記述については、まだ議論が尽くされていないところ、あえて記述するとすれば、他の案と並びの表現とすることが適当であるため。 (警察庁)</p>	<p>修正案文を反映 なお、修正案の「一例として」は、「例えば」とした。</p>
	<p>事前照会報告書案 第2章(2)「優先度のクラス分け」最後の段落(20頁中段) 「なお、現在は、優先/一般(又は最優先/優先(公衆)/一般)しかクラスがなく【資料18】、通信自体について優先度のクラス分けを行うには、システム変更が必要であるとともに、TTC標準</p>	<p>左記の次に、「さらに、クラス分けの実施に当たっては、関係機関と調整の上、現に重要通信を利用して行われている業務に支障が及ぶことのないようにすることが必要である。」 を加えられたい。</p> <p>(理由) 文中に記載のとおり。 (警察庁)</p>	<p>御意見の趣旨を反映。 「さらに、クラス分けの実施に当たっては、現に重要通信を利用して行われている業務への支障に配慮することが必要である。」</p>

(JT-Q3401)等の改正が必要である。」		
事前照会報告書案 18～20 ページ (2)優先度のクラス分け	参照する資料 14 に「電気通信事業における重要通信確保の在り方に関する研究会報告書」(平成 15 年 7 月総務省)の提言内容が書かれており、優先度のクラス分けの対象は携帯電話の無線区間のみとなっている。しかし報告書(案)においては、優先度のクラス分けの対象を特に限定していないため、対象を携帯電話の無線区間に限定すべきである。 (沖中構成員)	本研究会では、NGN・統合 I P 網など I P 化されたネットワーク等における重要通信の在り方について議論しており、携帯電話に限定しておらず、固定通信も含んでいるため、原文のとおりとする。
事前照会報告書案 20 ページ 案 1～案 3 については、内容を更に精査し、具体的なクラス分けを引き続き検討することが適当である。クラス分けの実施に当たっては、まず、導入の比較的容易な復旧優先順位について導入した上で、通信自体について導入することが適当である。	(2)項「優先度のクラス分け」において、初めて「復旧優先順位」について記述されているが、優先度のクラス分けが通信ネットワークのシステム上の機能対応が必要であるのに対し、復旧優先順位は保守・運用面の対応に依存する部分が多いと考えられることから、復旧優先順位の意味付けについての補足説明が必要と考えられる。 現行の仕組みの中で重要通信の疎通が困難になるような重大な問題は発生しておらず、さらに携帯の無線アクセス区間においても重要通信専用レーンを設ける等の対策が取られているところであり、アンケート結果においても、相手に接続できないと訴えた機関は全体の 4%弱しかない状況である。よって、優先度のクラス分けを通信に導入することについては、その必要性を十分検討することが必要である。 以上の観点から、次の表記への修正が適当と考えられる。 「クラス分けの実施に当たっては、まず、復旧優先順位を優先度のクラス分け順位に沿って定めた上で、通信ネットワークに対するクラス分け機能の導入を必要に応じて行なうことが適当である。」 (沖中構成員)	修正案の御意見を踏まえ、「クラス分けの導入に当たっては、まず、復旧優先順位を優先度のクラス分け順位に沿って定めつつ、次世代ネットワークや統合 I P 網の提供時期等を踏まえて、通信ネットワークに対するクラス分け機能を導入することが適当である。」と記載。

	<p>復旧優先順位については、順位のあり方、実運用ルール等さまざまな検討要素があることから、これら詳細について検討することが必要と考えます。</p> <p>また、検討が進んでいる本件クラス分けとは切り離して検討することが必要です。</p> <p>(佐藤構成員)</p>	
	<p>【意見】</p> <p>通話時間制限に関して、交換機の接続処理にかかわる呼量と呼数の関係から通話可能呼数の増加が期待できるとされていますが、本件はネットワーク全体モデルとしての考察とトラヒック制御との関連性について、より慎重な検討が必要と考えます。</p> <p>【根拠等】</p> <p>1. 呼数が増大する場合、通話を接続制御するための信号数も増大するとともに一つの信号手順におけるそれぞれの待ち時間が累積するなどにより、信号処理にかかわるシステムに大きな負荷がかかります。このため関連装置のメモリなどのシステムリソースが急激に圧迫されることから、信号処理系システムまで含めた総合的な検証が必要と考えます。</p> <p>2. 通常時と異なる通話時間制限を行う場合、利用者の混乱を避けるため、事前ガイダンスは必須と考えます。しかしながら、一旦音声ガイダンスに接続し、その後目的の接続先に接続することは接続処理を二度行うことに近いため、システムの接続処理負荷が大きいと想定されます。このため処理インパクトの少ない事前ガイダンス通知のメカニズムについても慎重な検討が必要と考えます。</p> <p>3. トラヒック制御の観点からみると、災害等発生による急激なトラヒック増加は避けられず少なくとも事象発生当初は通話時間制限の効果</p>	<p>1 について：通信時間の制限の留意点として、「交換機・呼制御サーバ(SIPサーバ)の容量や信号網の容量以内での制御になり」と明記している。</p> <p>2 について：利用者へのその度毎の事前の通知に関する接続処理負荷について明記している。</p> <p>3 について：通信時間制限の解除要件の検討の必要性を明記した。</p>

	<p>はほとんどないものと考えます。このため一定の制御を行わざるを得ません。このため通話時間制限を行う場合、それぞれの解除要件を慎重に検討しておく必要があると考えます。</p> <p>(吉村構成員)</p>	
	<p>警察における緊急通報の受理業務については、通報者からの110番通報に加え、当該通話が途中で切断されたり、より詳細な情報を聴取するためのかけ直しとともに、関係機関への転送、手配、連絡などが一体となっはじめて成立するものである。</p> <p>この点を踏まえ、以下のとおり意見を提出する。</p> <p>1 通話時間の制限について</p> <p>災害時、被災地等からの救助要請等に係る緊急通報及び緊急通報受理機関から通報者へ現状の問い合わせ、関係機関への連絡や手配などを扱う通信呼に対して、「呼量に合わせて通信時間を制限」又は「固定時間(30秒、2分、3分等)」の通信制限時間が適用された場合、通話の途中で切断されることで救助活動等に支障を及ぼすことが懸念されるため、緊急通報受理機関が取り扱う通信の発着信に関しては、通話時間の制限から除くよう配慮されたい。</p> <p>2 優先度について</p> <p>取り扱う通信の内容にかんがみ、緊急通報受理機関の発着信呼については、最も優先度の高い通信呼(発信制限を受けない通信呼)として扱われるよう配慮されたい。</p> <p>(警察庁)</p>	<p>優先度のクラス分けと通信時間の制限については、引き続き検討を深めていく事項とする。なお、優先度と通信制限は必ずしも関連しておらず、優先度を分けることにより、復旧の順位や轉送時の発信規制の度合いを変えること等が考えられる。</p>
<p>事前照会報告書案 21 ページ【10 行目】 他の通信の時間制限により、重要通信の 確実な確保に資する。</p>	<p>通信時間制限の利点の1つとして挙げられているが、通信時間制限の対象を一般呼のみとする場合は重要通信の確保に効果はないと考えられるため、削除が適当。</p> <p>(沖中構成員)</p>	<p>事前照会の報告書案では、前者のみの議論をしており、より一般的な次の表現に修正。 「通信時間を制限する対象を検討する必要がある。 これは、一般端末(緊急通報を除く)のみ通信時間</p>

	<p>事前照会報告書案 22 ページ【16～17 行目】 通信時間の制限の対象を、発信規制を通過した一般端末の呼に限定し、制御をかけることは、制御系の負荷の問題も少なくなると考えられる。</p>	<p>一般端末の呼に限定した通信時間制限が、必ずしも制御系負荷の軽減につながるとは言えない可能性もあるので、この部分表現緩和、若しくは削除が適当と考えられる。 (沖中構成員)</p> <p>一般端末に限定して制御することになる場合、当該重要通信の高度化や確保といった対象から外れることも想定されるため、研究会との関係性について明確にしておく必要があると考えます。 (佐藤構成員)</p>	<p>を制限する方法と、一般端末だけでなく優先端末（緊急通報受理機関を除く）も通信時間非制限と通信時間制限にクラス分けする方法がある。(以上は原文) 災害等の非常時は通信がつながりにくい、利用者によっては、一度つながったら長時間つないだままにする例が見られるが、発信規制を免れた端末の長時間回線占有で回線資源をとられ、重要通信に係る端末等(災害時優先通信端末、一般端末からの緊急通報)がつながり難くなるのは、国民の安全・安心の観点から避けるべきと考えられる。」</p>
	<p>事前照会報告書案 21 ページ【20 行目】 交換機・呼制御サーバの容量や信号網の容量以内での制御にする必要がある。</p>	<p>次のように修正 「交換機・呼制御サーバの容量や信号網の容量以内での制御にする必要がある。」 「交換機・呼制御サーバの容量や信号網の容量以内で通話時間制限の機能を実現しても呼数増のメリットが多くは得られない。」 (沖中構成員)</p>	<p>御意見を踏まえ、「交換機・呼制御サーバ(SIPサーバ)の容量や信号網の容量以内での制御になり・・・、通信時間制限の効果を活かすためには、交換機・呼制御サーバ能力の増強等が必要である。」と修正。</p>
<p>(7) 災害用伝言板、災害用伝言ダイヤル</p>	<p>資料6-7 51 ページ 携帯電話・PHSの災害用伝言板を確認する場合、知りたい相手先の加入する電気通信事業者を事前に確認する必要がある。知りたい相手先の加入する電気通信事業者が分からない場合は、各社の災害用伝言板を確認して探す必要がある。さらに、複数に相手先について確認する場合、たとえすべての知りたい相手先の加入する電気通信事業者が分かっても非常に複雑な操作が必要となる。</p>	<p>下記のとおり提案しますのでご検討をお願いします。</p> <p>【現行】 携帯電話・PHSの災害用伝言板の横断的検索を早期に実現することが必要ではないか(必要である)</p> <p>【改正案】 携帯電話・PHSの災害用伝言板の横断的検索については、ネットワークの信頼性の確保、セキュリティ、及びコストについて勘案し、慎重に検討を進める必要がある。</p>	<p>・認知度向上を報告書案では、一番初めに記述。また、御意見にあるように、認知度向上は、引き続き努力すべき事項と考える。</p> <p>・「非常に複雑な操作が必要となる」は、「煩瑣な操作が必要となる」に修正。</p> <p>・横断的検索の記述の後に、「なお、セキュリティ等には十分配慮する必要がある。」を追記。</p> <p>・現在の携帯・PHSの災害用伝言板の検索は、「一度電話番号を入力すれば、1回で検索可能」が理想というのは、御意見にあるように共通の認識。その上で、実現する手法は様々あり、第6回の論点整理</p>

	<p>したがって、携帯電話・PHS の災害伝言板の横断的検索を早期に実現することが必要ではないか</p>	<p>・「非常に複雑な操作が必要となる」については、「複数の操作が必要となる」に修正をお願いします。 (徳広構成員)</p> <p>現在、携帯電話・PHS 各事業者が個別に整備・運用している災害用伝言板の横断的検索を実現するためには、各社がそれぞれお客様からお預かりし、保管している個人情報データベースに横断的にアクセスする必要が生ずると考えられ、お客様個人情報の保護・セキュリティ管理に懸念を生ずる可能性もあるため、その実現には十分な検討が必要と考えられる。また、横断的検索手段により、お客様が“どの事業者に加入されているか”の情報が容易に把握される可能性もあり、災害時に悪戯行為が多発する可能性についても考慮が必要と考えられる。</p> <p>横断的検索手段の実現には、導入時のみならず維持・運用に対する継続的なコストが生ずるため、そのコスト負担方法と、運用・管理主体を誰が行なうかについて、併せて十分な検討と整理が必要と考えられる。 (沖中構成員)</p> <p>資料6-7「重要通信の高度化の在り方に関する論点整理(案)」 P.51【重要通信の疎通の確保】上から3つ目の 印の文章において、後半の「また、現在各社が行っている携帯電話・PHS の災害用伝言板について、共同で運用できるのかの検討が必要ではないか。」は、資料6-6「論点整理(案)に対するコメントと対応」P.12に記載してあるように、今回削除されました。他方、この文章を削除しておきながら、前半の「従って、携帯電話・PHS の災害用伝言板の横断的検索を早期に実現することが必要ではないか。」は元の通り残っています。</p> <p>当方の認識としては、「横断的検索」は2社のコメントにもあるように「共同運用」と密接な関係にあるものと考えており、P.51の3番目の印部分については文章全体を削除することが適当だと考えます。同様に、P.51上の2行の文章のうち、後半の「災害用伝言板については、相</p>	<p>においては、既に各社バラバラに災害用伝言板を構築していることから、171の災害用伝言ダイヤルのように共通の運用は難しいが、横断的検索は、ハードルは高くないと個別に確認した上で、前回(第6回)の整理を行っている。なお、横断検索の手法にも様々な手法があると考えられ、検討すべき事項と考える。</p>
--	--	--	--

		<p>互リンクだけでなく、横断的検索の必要性が考えられないか。」についても削除すべきと考えます。</p> <p>また、P.53 上の3つの 印の文の1番目の文章「携帯電話・PHSの災害用伝言板の横断的検索の早期の実現」についても同様に削除すべきと考えます。合わせて、P.51で新たに追記された安否情報登録をメールで通知するサービスについてもこのページで言及すべきかと思います。</p> <p>座長からご指摘のあった「一度電話番号を入力すれば、どの事業者でも一発で検索可能」というのは、検索する側にとって最も利便性が高いことについて異論はありませんが、「セキュリティ・信頼性(固定電話の171の場合は暗証番号を設定可能、また音声であるので成りすましも困難)」「利便性」「ネットワークへの負荷」等のトータルで考えると現在の「URLリンク方式+メールによる通知機能」が本来の目的にもっとも相応しいと考えます。</p> <p>もとより、利用者に対して一層の周知活動を行う必要があることは業界全体として十分認識しており、引き続き取り組んでいく所存です。 (坂田構成員)</p>	
<p>3 緊急通報等における課題の検討 (1)ウ 住所情報の入手について</p>	<p>資料6-7 68ページ ・ 緊急通報受理機関に通知された住所情報が正しくない場合の問題点</p>	<p>緊急通報受理機関に通知された情報が必ずしも「正しくない」と断定できないため、下記への文書修正をご検討御願います。 (代替案) ・ IP電話等事業者が送信した位置情報が、緊急通報受理機関が通報受信時に聴取した情報と異なる場合の問題点 (佐藤構成員)</p>	<p>御意見を踏まえ、報告書案では次のように記載。 「IP電話等事業者が送信した位置情報が緊急通報受理機関の把握する住所情報と異なる場合には、緊急通報受理機関の迅速な出勤及び現場到着に支障が生じる可能性がある。」</p>

<p>資料6-7 68 ページ</p> <p>・一義的に住所情報の更新ができない場合は、事業者は加入者に対して確認を行う等の手続きが必要であり、即時の更新ができない。</p>	<p>情報更新ができない場合の確認は、各市町村へも行いますので下記への文書修正をご検討御願います。</p> <p>(代替案)</p> <p>・一義的に住所情報の更新ができない場合は、事業者は各市町村や加入者に対して確認を行う等の手続きが必要であり、即時の更新ができない。</p> <p>(佐藤構成員)</p>	<p>御意見を反映し、確認先として加入者以外に「各市区町村」を追加</p>
<p>事前照会報告書案 29 ページ【下から 9 行目】</p> <p>なお、IP 電話等事業者は、住所情報を財団法人国土地理協会が付与したコードで管理しているが、コードだけでは住所情報の変更を認識できない場合がある 3 こと、番地及び号の情報がないことから、このコードだけから住所情報の更新を行うことはできない。</p>	<p>29 ページ ウ 住所情報の入手 23 行目(「～このコードだけから住所情報の更新を行うことはできない。」の後)に以下の文を挿入。</p> <p>「本来、IP 電話等事業者は自助努力により、即時に住所更新情報を把握し、正しい位置情報を送信すべきであるが、以上のことから、常に正しい位置情報を送信するのが困難な状況にある。」</p> <p>(消防庁)</p>	<p>事業用電気通信設備規則第 35 条の 2 等の規定では、総務大臣が告示する情報(発信に係る住所等)を緊急通報受理機関に送信する機能を有することが規定されているが、住所情報の更新の即時性までも求めているものではなく、また、原案では「IP 電話等事業者が自主的に住所表示変更内容の収集及びそれに基づく住所情報の更新に努める」旨を記述しており、重複することから、原案のとおりとする。</p>
<p>事前照会報告書案 29 ページ【下から 2 行目】</p> <p>住所表示の 市区町村と連携して取組んでいくことが必要である。</p>	<p>住所情報の精度向上については、前段落で示されている通り、消防機関と通信事業者による取り組みによって一定程度の解決が見込まれているところである。本段落の内容は、今後必要に応じて検討すべきものと位置づけられるものであるが、前段落において必要に応じた更なる検討についても触れていることから、本段落については削除しても良いのではないか。</p> <p>(沖中構成員)</p> <p>「住所情報入手」については、消防庁において、事業者積極的に情報提供することを検討されており、課題解決に向けて取組みが図られています。</p> <p>市町村との連携については、消防庁の実施状況を踏まえて必要に応じて</p>	<p>御意見を反映し、特に記載しないこととした(事前照会報告書案 44 ページの関係箇所についても同様)。</p>

		さらに検討することに含まれることから特に記載は不要と考えます。 (佐藤構成員)	
3 緊急通報等における課題の検討 (2) 緊急地震速報やワンセグ等における取組	<p>事前照会報告書案 30 ページ【下から 3 行目】</p> <p>今後、緊急地震速報以外に、災害に関する情報も提供される予定である。 (中略)</p> <p>災害情報を配信する際には、情報提供者が各電気通信事業者と仕様を決める必要があるが、今後このようなサービスが広がっていく際には、各電気通信事業者が協力しながら、情報提供者にとって配信しやすい体制を整えていくことが必要である。</p>	<p>現在も緊急地震速報の配信については、任意団体である緊急地震速報利用者協議会の下で、情報提供者である気象庁と電気通信事業者を含む配信機関が、配信体制等について協議を行い、体制を整えているところである。従って、体制の整備について、必ずしも言及する必要はないと考えられる。従って、次のように修正。</p> <p>「～、各電気通信事業者が情報提供者と協力しながら、配信しやすい対応を取ることが望ましい」 (沖中構成員)</p>	<p>ここでいう「災害情報」は、第 6 回会合の論点整理の P.71 にあるように、「緊急地震速報以外に、自治体等が提供している災害情報に関する情報」を指しており、「情報提供者」は自治体等を想定している。誤解が生じないように関係部分の前段を次のとおり修正(「自治体」は、「地方公共団体」に統一)。</p> <p>「今後、緊急地震速報以外に、<u>地方公共団体等が提供する災害に関する情報も配信される予定である。</u>」</p> <p>さらに、後段についても明確になるように、「<u>同技術を用いて地方公共団体等が提供する新たな災害に関する情報を配信する際には、情報提供者が各電気通信事業者と仕様を決める必要があるが、今後このようなサービスが広がっていく際には、各電気通信事業者が協力しながら、情報提供者にとって配信しやすい体制を整えていくことが必要である。</u>」と記載。</p>

<p>事前照会報告書案 32 ページ【7 行目】</p> <p>放送においては、地上デジタル放送は、平成 15 年 12 月から導入されており、ワンセグを活用した放送が行われている。ワンセグ放送は、輻輳の影響を受ける心配がなく、また通信トラヒックを混雑させずに情報を提供することが可能であり、携帯電話等移動端末で受信することにより、移動中での情報入手も可能となっている。</p>	<p>緊急地震速報等について</p> <p>P 3 0 でテレビ、P 3 1 でワンセグで対応できる旨が書きこまれておりますが、席上発言しましたように、地デジの時間差の問題があります。解決困難、という回答であったとは思いますが、問題点を一切記載しないでいいかどうか、再度ご検討いただきたく存じます。</p> <p>(高橋構成員)</p>	<p>御指摘を踏まえるとともに、正確性を期するため、次のとおり修正。</p> <p>「放送においては、地上デジタル放送が平成 15 年 12 月から開始されており、平成 18 年 4 月からはワンセグを活用した携帯端末向けの放送も行われている。デジタル放送の活用により、輻輳の影響を受ける心配がなく、また通信トラヒックを混雑させずに情報を提供することが可能であり、特にワンセグ放送を携帯電話等移動端末で受信することにより、移動中での情報入手も可能となっている。なお、地上デジタル放送では、情報圧縮等のデジタル信号処理のために数秒の遅延が生じているが、今後の技術の進展により遅延時間の短縮が図られることが期待される。」</p>
<p>資料 6-7 57 ページ</p> <p>電気通信事業者間における信頼度や設計基準のばらつきを解消し、統一することが効果的ではないか。</p>	<p>事業用設備の信頼度や設計基準については、事業用電気通信設備規則や安全・信頼性ガイドラインに基づき確保されており、ある程度の水準をクリアした設備と考えることが出来る。よって、仮に事業者間によって当該基準にばらつきがあったとしてもそれを解消しなければならない理由はないと考える。</p> <p>(沖中構成員)</p>	<p>解消する理由が全くないとは考えられないため、基本的に原文のとおりとする。「ネットワークの IP 化に対応した安全・信頼性対策」(平成 19 年 5 月 24 日 情報通信審議会)においても、「緊急通信や重要通信確保のためのネットワーク資源の確保及びその運用・管理などについては共通化の検討が必要であり、信頼度・設計基準の統一、故障時の相互バックアップの可否などについての共同研究を行うことが適当である。」と提言されている。</p>

<p>4 電気通信事業者間の連携・連絡体制の整備</p>	<p>事前照会報告書案 32 ページ【10～12 行目】 例えば、携帯電話の無線区間の帯域確保の手法について、いわゆる重要通信専用パスレーン方式や、いわゆる待ち行列先頭方式があるが、このように多様な方式の運用・管理について、共通化が効果的な点はこれを検討することが適当である。</p>	<p>帯域確保の手法は、事業者ごとに方式が異なっているため個別対応とならざるを得ず、共通化の効果は低いと考えられる。帯域確保機能の運用・管理については事業者間連携を図ることで効果が認められる可能性もあるため、以下のように修正する。 「携帯電話の無線区間の帯域確保機能の運用・管理について、事業者連携による共通的な運用による効果的な点について、検討することが適当である。」 (沖中構成員)</p>	<p>例示であるため、原案のとおりとする。</p>
	<p>事前照会報告書案 33 ページ【3～5 行目】 また、今後、例えば、現在電気通信事業者により異なっている移動電源車の電圧や差込口の共通化を検討することにより、災害等の非常時において、商用電源や予備電源が途絶した携帯電話基地局等を支援することが可能となると考えられる</p>	<p>災害時の通信ネットワークの復旧対応は、各通信事業者が自らのネットワークに対して復旧活動を行なうことが第一と考えられるため、以下のように文言を追記。 「災害等の非常時においては、通信事業者の自助努力を前提としながらも、商用電源や予備電源が途絶した携帯電話基地局等を支援することが可能となると考えられる」 (沖中構成員)</p>	<p>御意見の趣旨の部分は前段に「災害等の非常時における電気通信設備の故障の際は、<u>自助努力を前提としつつも</u>、国民の安全・安心の観点から、電気通信事業者間において、相互バックアップを強化し、円滑な電気通信役務の提供に資することが必要である。」と自助努力の前提について記載している。</p>